テレワーク導入支援事業業務委託 仕様書

1 事業目的

本事業では、情報通信技術を利用したテレワークの導入等を検討する中小企業・小規模事業所等を対象とし、テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家「テレワークアドバイザー」による企業等への派遣や相談対応を実施し、テレワークの導入等に関する助言や情報提供を行うことにより、企業等のテレワークの導入等を促進し、多様な働き方の実現に寄与することを目的とします。

また、テレワークアドバイザーを派遣した企業から、モデルとなる事例を取り上げ、 取組成果をまとめた動画を作成し広く活用することにより、そのノウハウを県内企業に 展開・普及することを目的とします。

2 契約期間

契約締結の日から令和4年3月25日(金)まで

3 事業内容

以下の事業を実施するものとする。

- (1) テレワークの導入に関する相談支援
 - 対象者

テレワークの導入を検討している県内の中小企業・小規模事業所等

②相談受付期間

令和3年6月(日付は県と協議)から令和4年3月18日(金)まで

- ③相談受付体制
 - (ア) 相談対応者を1名以上選任し、電話等により相談受付を行う。

※電話による相談受付は必須ですが、電話とその他の方法(対面、Web 会議システム、Email、Web フォーム等)を併用することも可能です。

- (イ) 相談受付場所は、受託者の責任において確保すること。
- (ウ) 相談受付時間等は、上記受付期間のうち、祝祭休日及び12月29日~1月3日を除く平日9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く)とする。
- ④相談対応内容

テレワークの導入・実施時の労務管理やシステム導入等についての質問に応じる とともに、テレワーク導入に関する制度(助成金等)やセミナーの情報提供等を行 う。

(2)「テレワークアドバイザー」の派遣

テレワークの導入等を検討する県内の中小企業・小規模事業所等にテレワークに関する専門家をアドバイザーとして派遣し、業務の選定や社内ルールの作成、労務管理に関することのほか、システム導入等に関するコンサルティングを行い、テレワーク導入計画の策定を支援する。

①対象者

テレワーク導入等を検討し、「テレワークアドバイザー」の派遣を希望する県内の中小企業・小規模事業所等。

派遣企業の募集(広報含む)は受注者が行い、発注者と協議のうえ派遣先を決定する。

②派遣企業数·回数

派遣企業数は10社程度、派遣回数は1社あたり5回程度、延べ50回以上とする。

③派遣場所

原則、「テレワークアドバイザー」が派遣企業に出向くこと。効果的に実施できる場合や、派遣企業からの要望があった場合、その他県が認める場合には、Web 会議システムを利用してアドバイザー派遣が実施できるよう配慮すること。

なお、Web 会議システムの利用環境等については、受託者の責任において確保すること。また、必要に応じてメールや電話等によるフォローも行うこと。

④内容

アドバイスについては、以下に記載する内容を主に企業の取組段階に応じて実施すること。

- ・各企業におけるテレワーク導入の基本方針を検討し、導入計画の策定を支援すること(必須取組項目)。導入計画の策定にあたっては、計画のフォーマットを準備し、各企業において、テレワーク導入のために取り組むべきステップ(導入目的の明確化、対象範囲の決定、現状把握と解決すべき課題の整理とその解決策等)が可視化されるようなものとすること。
- ・テレワーク導入に向けた社内体制構築、システム等環境整備、社内規定整備等に 対する支援
- ・テレワーク導入について、各種助成金の活用についての助言 等

(3) モデル事例の選出と取組実績動画の作成

アドバイザーを派遣した企業の中から、県内企業のテレワーク導入のモデルとなる 事例を選出し、その取組の内容を紹介する動画を作成するものとする。

①作成する動画の概要

・当事業において(2)でアドバイザーを派遣した企業の中から、その取組が県内企業のテレワーク導入のモデルとなる事例を2~3程度選出し、取組を紹介する各10分程度の動画を作成するものとする。

②用途

・作成された動画については、県HPへの掲載や「YouTube」の県公式アカウント に投稿する。

③モデルとなる企業の選定

・モデルとなって動画に出演する企業については、受託者において候補を選出し、 県と協議の上決定するものとする。

4)動画

- ・動画の作成にあたり、事前に動画の構成、シナリオや撮影場所等を記載した計画書を県に提出し、打合せを行うこと。
- ・撮影した動画は、政策段階で随時製作中の映像の試写を行い、視聴による県の 確認を受けたうえで作成すること。
- ・編集にあたっては、適宜ナレーションやテロップを入れる等、工夫すること。
- ・取材対象となる企業との、日程調整などの連絡は、受託者が行うこと。

(5)納品

- ・動画は「mp4」「avi」「wmv」のいずれかのファイル形式にて、DVD 等に保存して 提出すること。
- ・上記により指定した以外のファイル形式での提出を希望する場合は、県と協議のうえで提出すること。
- 著作権は、納品時点で三重県に帰属するものとすること。

(4)事業の周知・啓発

上記の事業について、チラシの作成・配布等により広く周知啓発を行う。チラシは(1)(2)(3)の事業ごとに各 2,000 部ずつ印刷し、別途県が指定する日までに 三重県雇用経済部雇用対策課に納入すること。

(5) 管理調整業務

- ①業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うこと。
- ②事業の進捗を管理し、電話相談及びアドバイザー派遣にかかる業務報告書を、県の指示により提出する。

4 実績報告書等の提出

本業務が完了した時は、業務の成果をとりまとめた事業実績報告書に所要経費の根拠となる資料を添付し、県に提出すること。事業実績報告書の様式については、県と協議のうえ決定するものとし、その他関係資料の提出を求める場合がある。

5 県が支払うべき額の確定

- (1) 委託事業実績報告書の内容を検査し、本事業の実施に要した経費が本契約に適合すると認めたときは、本事業の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額を県が支払うべき額(以下「確定額」という。)として確定する。
- (2) 本事業に係る経費は、証拠書類に基づき精算する。
- (3)人件費については、各日の作業実績を記載した作業報告書を作成し、当該作業日数及び契約時に定めた人件費単価に基づき精算額を算定する。

6 委託料の支払い

確定額が確定した後に支払う。

ただし、県が本事業の遂行に必要と認める場合は、概算払いができるものとする。

7 その他業務実施上の条件

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に 対応するものとする。

(2) その他関係法令の順守

受託者は、その他関係法令を順守すること。

(3)業務の一括再委託の禁止

受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、 再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を 得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己

の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置 要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく 落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ①断固として不当介入を拒否すること。
- ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③発注所属に報告すること。
- ④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を 受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、 発注所属と協議を行うこと。
- (2)契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たって は、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければな らない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに 他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とす る。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制 を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

- 第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」 という。」)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲 に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に 報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

- 第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を 定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

- 第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の 目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公 正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的の ために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例(以下「条例」

という。)第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者 に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなけれ ばならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について 責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 10 条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、 甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置 を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。
 - 一 再委託する業務の内容
 - 二 再委託先
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託が必要な理由
 - 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

 - 七 再委託先の監督方法
 - 八 その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲 に提出しなければならない。
 - 一 再委託先
 - 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させると ともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情 報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

- 第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、 次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。
 - 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を 保管すること。
 - 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さ

ないこと。

- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等 以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取 扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。 (受渡し)
- 第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

- 第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集 し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を 返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び 廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

- 第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な 措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査 を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙 に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をする ことができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

- 第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の 全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、 その損害の賠償を請求することはできないものとする。 (損害賠償)
- 第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。